



平成26年度保育所（園）入所のご案内

【保育所とは】

保護者が仕事や病気などのため、お子さんを家庭で保育できないとき、毎日一定時間保護者に代わって保育するところです。

小学校入学の準備のため、集団生活を体験させるため、あるいは下の子どもの保育に手がかかるためということ等では入所の対象とはなりません。

【入所基準】

保育所に入所できる児童は、保護者が次のいずれかの事情にあるとともに、同居の家族その他の方も児童を保育できない場合となります。

1. 児童の保護者が家庭の外で仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
2. 児童の保護者が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため、その児童の保育ができない場合
3. 家庭内外の仕事で月15日以上及び1日4時間以上の就労条件を満たしている場合
4. 死亡、行方不明、拘禁などの理由により保護者がいない家庭の場合
5. 保護者が出産の前後、病気、負傷又は心身に障がいがあるため、その児童の保育ができない場合
6. その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいがある者がいるため、その児童の保育ができない場合
7. 火災、風水害、地震などにより、その住居を失ったり破損したりしたため、その復旧の間児童の保育ができない場合
8. その他どうしても児童を保育できない事情がある場合

※求職中でも入所申込みは受け付けます

【保育の実施期間】

各保育園の定めた年齢から就学前までの希望する期間

※保育年齢は、各保育園によりこととなります。

※妊娠・出産の場合、**産前6週間前から産後8週間後まで**となります。

※育児休業中は保育所（園）に預ける要件にはなりません。

※就労予定（求職中）での入所は3ヶ月を超え就労開始とならない場合は、保育の実施は解除されますのでご承知おきください。

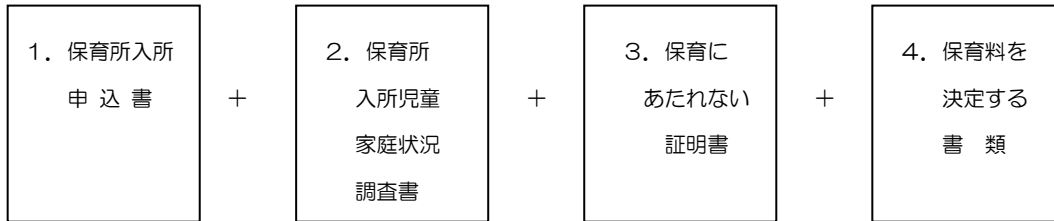
【保育料】

お子さんが入所する年度の前年分の両親の課税状況により保育料を決定します。ただし、生計の中心者が祖父母や同居の親族等と判断される場合は、その課税状況により保育料を決定します。

※4月～6月分までは、提出された資料などを基に保育料を仮決定します。

※6月1日になり新しい住民税が課税されると、保育料の見直しを行います。

【申し込みに必要な書類】



- 1 保育所入所申込書（児童1人に対して1枚必要です）
- 2 保育所入所児童家庭状況調査書（児童が2名以上でも1枚で結構です。）
- 3 保育にあたれない証明書（下記の①～⑥のいずれかが必要です。）

※入所児童と同居している父・母・65歳未満の祖父母のそれぞれいずれかの書類が必要です。

- ① 会社に就労している方・・・**就労証明書**
 - ・勤務先で証明を受け提出してください。（父母とも提出）
 - ・内容については勤務先に確認させていただく場合がございます。
- ② 自営業の方・・・**自営業申立書**
 - ・民生委員の確認印が必要です。
- ③ 農業の方・・・**自営業申立書**
 - ・民生委員の確認印が必要です。
- ④ 病気、障がいのある方・・・**状況調査書 又は 医師の診断書**
 - ・状況調査書は民生委員の確認印が必要です。
 - ・障がいのある方は身障者手帳、療育手帳、障がい年金証書などの写しをお願いします。
- ⑤ 出産の方・・・**状況調査書 又は 母子健康手帳等の写し**
 - ・状況調査書は民生委員の確認印が必要です。
- ⑥ 求職中の方・・・**就労確約書**
 - 入所後3ヶ月以内に就労証明書等で就労開始を証明できない場合は、保育の実施は解除されます（退所）のでご承知おきください。

※保護者や児童が外国人の場合は、上記以外に該当する者全員の**在留カードの写しもしくはパスポートの写し**が必要です。

4 保育料を決定する書類

- ①勤務者で給与所得のみの方・・・**平成25年分給与所得の源泉徴収票の写し**
 - ※年末調整が済んでいるものに限り。途中退職等で年末調整ができなかった場合や、源泉徴収票が同一人に対して複数枚ある場合は、必ず確定申告で精算をしてから申告書写しを提出してください。
- ②確定申告をする方（農業、自営業等）・・・**平成25年分確定申告写し**
- ③市外からの転入者（平成25年1月2日以降に小美玉市に転入された方）で所得税が非課税（0円）の方は、平成25年1月1日住所地の役所発行の**平成25年度（平成24年分所得）課税（非課税）証明書**が必要です。

※所得税が非課税（0円）の場合は、市民税の課税状況によって保育料を決定します。

書類の入手方法

- ・子ども福祉課（玉里総合支所内）、福祉事務所小川支所（小川総合支所内）、福祉事務所美野里支所（四季健康館内）に設置してあります。
- ・小美玉市ホームページからもダウンロードできます。

【申し込みについて】

申し込みに必要な書類を揃えて、下記窓口まで提出してください。

- ・子ども福祉課（玉里総合支所内）
- ・福祉事務所小川支所（小川総合支所内）
- ・福祉事務所美野里支所（四季健康館内）

※書類に不備がある場合、受付できないことがあります。

※受付は随時行います。ただし、空きがない場合は待機（空き待ち）となります。

※申込期限は入所希望日の前月15日となります。

例） 6月1日から入所希望の場合は前月5月15日までに申し込みをお願いします。

※申し込み後、記載事項（住所、電話番号、世帯状況、就労先等）に変更があった場合は必ず窓口へ届出をお願いします。

※平成26年4月1日入所希望につきましては申込件数が多いため、期日を指定して受付を行います。 受付期間：平成25年11月1日（月）～11月22日（金）

【入所決定】

入所措置基準に基づき、保育に欠ける状況の優先順位が高い児童から入所を決定します。希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合や、保育所へ入所する基準に該当しないため入所が認められない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

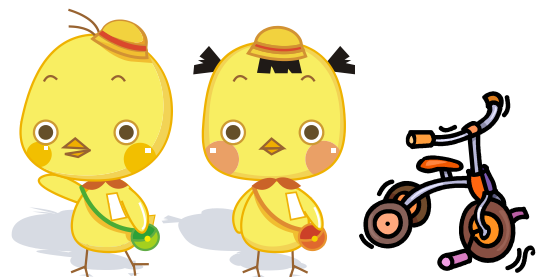
【保育所に入所してから】

- ・保育料は、入所月から毎月25日に当月分を口座振替により納入いただきます。引き落としできなかった月の保育料は、再度の引き落としはありませんので、納付書により金融機関へ直接納付していただくことになります。
- ・保護者または同居の親族等が、児童を家庭で保育できる状態になった場合は、速やかに相談の上退所の手続きをしてください。

例1） 保護者が退職し、早期の再就労を予定しないとき

例2） 出産等により継続就労ができなくなったとき

例3） 育児休暇を取得する場合



【よくある質問】

Q. 保育所（園）は申込をすれば入所できますか？

A. 提出された書類により家庭の状況を確認させていただき、入所条件に該当すれば入所は可能になります。ただし、児童の年齢や家庭状況によって入所の承諾を行いますので、ご希望の保育所（園）の空き状況等によってはご希望に添えない場合がありますので、希望保育所（園）を多くする等、入所できる可能性を高くする方法をご検討ください。

Q. 入所申込書には、必ず希望保育所（園）を第3希望まで記入しなければなりませんか？

A. 必ずしも記入が必要とは限りませんが、希望保育所（園）の記入が多ければ、入所判定の幅が広がりますので、入所できる可能性はあがります。

Q. 希望保育所（園）を第1希望だけにした場合、優先されますか？

A. 希望保育所（園）を1箇所限定しても、それを理由に優先的な取り扱いはいたしません。

Q. 育児休業中でも申込は可能ですか？

A. 申込は可能ですが、復職される時期によって入所承諾日を決定いたします。

Q. 保育の際の年齢は、何で決まりますか？

A. 入所年度の4月1日現在の年齢となります。0歳児の月齢についても同様です。

Q. きょうだい同時の申込ですが、別々の保育所（園）になることはありますか？

A. 保育所（園）の受け入れ態勢や空き状況に応じて決定するので、別々の保育所（園）になる可能性もあります。

Q. きょうだい同時の申込の場合、提出書類はそれぞれ人数分必要ですか？

A. 入所申込書のみ個別で記入してください。

Q. きょうだいがすでに在籍している保育所（園）に申込をする場合、優先されますか？

A. すでに保育所（園）に在籍しているきょうだいがいる場合、利便性等ある程度の考慮をした上で入所判定しますが、必ずしもご希望に添えるとは限りません。また、在籍中の児童の母親が育児休業を取得した場合、その期間中は入所要件に該当しなくなりますので、退所となります。ご注意ください。

Q. 転所（園）は可能ですか？

A. 希望先の保育所（園）の受け入れ態勢や空き状況によって可否が決まります。

Q. 保育料はいくらになりますか？

A. 父母（保護者）の前年の所得状況により決定します。前年の父母の所得が少なく、祖父母が家計の主宰者になっている場合、祖父母の所得が合算されます。

Q. 前年より保育料が高くなったのですが？

A. 上記のとおり、前年の所得状況に応じて保育料を決定しますので、所得の増加や所得控除額の減少、軽減の適用がなくなるなどの原因が考えられますので確認してください。また、所得の減少により祖父母等の所得が合算されている場合もあります。

Q. ひとり親家庭の保育料はいくらになりますか？

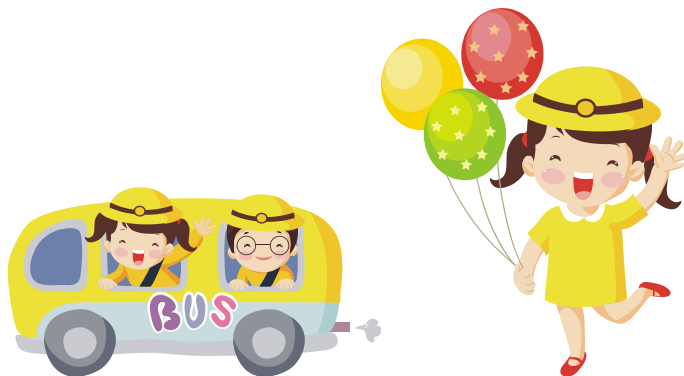
A. ひとり親のみで生活している場合は、父もしくは母のみの前年所得の状況に基づき算定します。祖父母等の親族と同居している（同一敷地内を含む）ひとり親家庭の場合で、父もしくは母の前年所得が少ない場合は、家計の主宰者の前年所得を合算の上算定することがあります。

【保育料の滞納について】

保育料は、保育所（園）を運営するための経費の一部として、保護者の皆様の所得状況に応じ公平に負担していただいております。そのため、事情を考慮できる正当な理由なく保育料を滞納された場合は、児童福祉法第56条10項に基づき、滞納処分（差押え）の対象となりますのでご注意ください。

保育料は必ず納めてください。

保育所（園）は皆様の保育料と公費（税金）により運営されています。



小美玉市福祉部 子ども福祉課
<http://www.city.omitama.lg.jp>
〒311-3495
茨城県小美玉市上玉里1122
TEL 0299-48-1111
内線 3228, 3229